



様式第3号 (第10条関係)

### 基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和6年 8月 26日	
提案種別	提案・意見・ <input type="checkbox"/> 要望	
提案件名	第10区 タカオマンション南側 町道に防犯灯新規設置及び町道伊勢山・桜町線のきやま台10丁目に有るカーブミラー修繕(鏡面部取り替え)の件。	
提案者	住所又は所在地	基山町小倉855-91 電話 92-5866
	氏名又は名称	第10区 区長 坂本 弘
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 一部希望する ( ) <input type="checkbox"/> 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	①第10区『タカオマンション』南側町道に、新規防犯灯設置の要望。 ◎当該町道は、JR基山駅～割田団地を通り5区を通過しきやま台方面へ抜ける生活道路です。 夜は人通りも少なく、女性は危険を感じています。 ②カーブミラー修繕の要望。 町道伊勢山・桜町線のきやま台10丁目赤坂さん宅北側と南側に夫々カーブミラー鏡面が劣化により見にくい状況に有ります。 事故防止の観点から、修繕(取り替えが望ましい)を早急にお願いします。	
提案の背景	①最近、タカオマンションに外国人の寮生が生活している。 ②JR基山駅から自宅(きやま台10丁目)までの通勤として利用しています。 仕事の関係上、帰宅が21時以降になる事が多々有り、特にタカオマンション南側が、防犯灯の光が届きにくい部分が有る道路になっています。 当該要望者は女性です、事件や事故が起る前に対応をお願いします。	
提案の課題	①新設の防犯灯設置は予算上の課題は有りますが、状況ご理解頂きたく宜しくお願いします。 ②カーブミラーの修繕(取り替え含む)も予算上の課題もありますが、交通事故防止の観点からお願いするものです。	

① タカオマンション入り口から西を望む。



② タカオマンション西から東を望む。



③ 町道伊勢山・桜町線

(きやま台10赤坂さん宅北側)(A)



④ 町道伊勢山・桜町線

(きやま台10赤坂さん宅南側)(B)

